

関西中央高等学校 学則

第1章 総 則

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法により、中学校教育の基礎の上に立ち、本校創立精神に基づく適切な高等学校教育を授け、国家及び社会の有為な形成者として、いのちの大切さを理解し実践できる人材の養成を目的とする。

第2条 本校は、関西中央高等学校と称する。

第3条 本校は、奈良県桜井市桜井502番地に置く。

第4条 本校は、全日制の課程による普通科を設置する。

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

2 生徒は5年をこえて在学することはできない。ただし、転入学又は編入学をした生徒については、別に定める。

第6条 本校の教育課程は、別表に定める。

第2章 学年・学期・休業日等

第7条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を分けて次の3期とする。

第1学期 4月 1日から 8月20日まで

第2学期 8月21日から12月31日まで

第3学期 1月 1日から 3月31日まで

第9条 休業日は次の通りとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 日曜日、隔週の土曜日

(3) 創立記念日 5月21日

(4) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで

(5) 夏期休業日 7月21日から8月20日まで

(6) 冬期休業日 12月24日から翌年1月6日まで

(7) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

2 校長は、教育上必要と認めるときは、本条前項の休業日に授業をし、又は授業日に休業することができる。

3 校長は、必要がある場合は、本条第1項の休業日を臨時に変更し、もしくは臨時の休業日を定め、又は休業日に授業を行うことがある。その実施単位は、全校、学年又は学級単位で行うことができる。

第10条 授業日数は、毎学年200日以上とする。

第3章 収容定員・教員組織

第11条 本校の生徒定員は、1,185名とする。

第12条 本校に次の職員を置く。

(1) 校 長

(2) 教 頭

(3) 教 諭

(4) 講 師

(5) 事務職員

(6) 校 医

2 本条前項の規定にかかわらず学校運営上必要と認めた場合は、必要な職員を置くことができる。

第4章 入学、退学、転学、留学及び休学等

第13条 入学の時期は、学年の初めとする。但し、欠員のある場合は原則として第2学期の初めまでにおいて、臨時入学を許可することがある。

第14条 本校に、入学することが出来る者は、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、所轄庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者、又は本校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者とする。

第15条 入学定員及び入学試験の期日等は、生徒募集の都度これを公告する。

第16条 入学志願者は、本校所定の入学願書に所定の事項を記入し、その他必要な書類及び入学考査料を添えて、指定の期日までに校長に提出しなければならない。

2 既納の入学考査料は、返還しない。

3 入学考査料の金額については、別表に定める。

第17条 入学志願者の在籍中学校長又は出身学校長（以下「出身学校長等」という。）は、入学志願者の指導要録により、本校が定める報告書を作成し、本校校長に親展にて提出する。その他本校が必要と認めた場合、出身学校長等は、その調査書等を提出する。

第18条 入学志願者には入学試験を行う。入学試験は、出身学校長等よりの個人報告書及び学力検査の成績により教育上適切なる方法を以て行う。

第19条 第2学年以上に転入学又は編入学することが出来る者は、前各学年の課程を終了した者、又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。但し、本校において欠員のある場合に限る。

第20条 入学試験に合格した者の保護者及び第19条に該当する者の保護者は、所定の誓約書（保証人連署）に住民票抄本（又はそれに代わる証明書）並びに入学金及び施設充実費を添えて、指定の期日までに校長に提出しなければならない。

2 生徒の保護者は、その親権を行うもの又は後見人とする。但し、やむを得ない場合であっても、成年者であって一家の生計を営む者でなければならない。

3 保証人は、保護者又は生徒本人の同一戸籍以外の者で、奈良県又はその付近に居住する成年者であって一家の生計を営む者でなければならない。

4 保護者もしくは保証人が死亡したとき、又は事故等により保護者もしくは保証人となることが出来なくなったときは、本条前2項によって改めてこれを定め、本条第1項の誓約書を提出しなければならない。

5 保護者又は保証人が住所、氏名等を変更したときには、直ちに校長に届け出なければならない。

6 保護者が所定の授業料及び教育充実費等を納入しない場合には、保証人がこれを納入しなければならない。

第21条 入学は、入学試験に合格し、所定の手続きを完了した者に対して、校長が許可する。

第22条 生徒の保護者が、他の高等学校への転学を願い出た場合、校長は正当な事由があると認めた場合には、その事由を具し生徒の在学証明書及び学籍簿の謄本を転学希望先の校長に送付し、その許可を持って許可する。

2 生徒が病気その他やむを得ない事情のため、生徒の保護者が退学を願い出た場合、校長はこれを許可することがある。

第23条 生徒が外国の高等学校に留学をしようとするときは、保護者は、その事由を具して校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定による留学についての願い出があったときは、教育上有益と認める場合には、これを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を越えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定による単位の修得を認定された生徒については、別に定める基準により学年の途中

においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第24条 生徒がやむを得ない事由で3月以上授業に出席できない場合、保護者及び保証人連署の上、校長に休学を願い出て許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、1年を超えることはできない。但し、特別の事由がある場合は、期間の延長を認めることがある。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学期間は、第5条に規定する修業年限に算入しない。

5 休学の事由が解消して、復学を希望する者は、保護者及び保証人連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。但し、病気の回復による場合には、医師の診断書を添えるものとする。

6 生徒が病気等のため修学することが不適当と認めた場合、校長は休学を命ずることがある。

第25条 校長は、学校保健法の規定により、感染症予防のため必要と認めた場合には、生徒に出席停止を命ずることができる。

第26条 校長は、次の各号に該当する生徒に対して、除籍をすることができる。

(1) 学費の納入を1年以上怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第5条第2項の在学年限を越えた者

(3) 第17条の休学期間を越えて、なお復学できない者

(4) 無届欠席が3ヶ月を超える者

(5) 死亡した者

第5章 考査、学年進級及び卒業

第27条 生徒の学習効果判定の為、適宜考査を行う。

第28条 平常の学習状態、学習帳、製作品、報告及び論文等の観察点検も考査の中に含まなければならない。

第29条 各学年の進級及び卒業は、所定の教科・科目を履修し、かつその単位数を修めた者に対して、特別活動の成果及び平素の操行勤怠を考慮し、職員会議を経て、校長が認定する。

第30条 校長は、本校の定める全課程を修了したものと認めた者に、卒業証書を授与する。

第6章 賞 罰

第31条 校長は生徒の中で学業、人物、出席状況その他の事項について、他の生徒の模範と認められる者はこれを表彰することがある。

第32条 校長は教育上必要があると認めた場合には生徒を懲戒する。懲戒は次の4種とする。

(1) 訓 戒

(2) 謹 慎

(3) 停 学

(4) 退 学

第33条 生徒が次の各号の一に該当する場合、校長は、退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由がなくて、出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 学 費

第34条 学費とは、入学金、施設充実費、授業料、教育充実費及びその他の諸費をいう。

2 学費の金額については、別表に定める。

第35条 授業料は、学校の休業日、生徒の欠席、停学の場合にも減免しない。

2 既納の学費は、その事由を問わず返還しない。

第36条 校長は、授業料を滞納する生徒に対して登校を停止又は除籍をすることができる。

第8章 補 則

第37条 本学則施行についての細則は、校長が別に定める。

第38条 本学則の改廃は、理事会の議を経て校長が行う。

附 則

1 この学則は昭和39年4月1日から適用する。

2 校長は学則について必要な細則を設けることができる。

附 則

1 この学則は昭和57年4月1日から適用する。

2 改正後の学則第2条に規定する収容定員の適用については、昭和57年度昭和58年度及び昭和59年度は次のとおりとする。

年度	学科別	普 通 科	音 楽 科	国際英語科	家 庭 科
昭 和 5 7 年 度		6 7 0	1 2 0	4 0	2 0 0
昭 和 5 8 年 度		7 4 0	1 2 0	8 0	1 0 0
昭 和 5 9 年 度		8 1 0	1 2 0	1 2 0	0

附 則

1 この学則は、昭和59年4月1日から適用する。

2 改正後の学則第2条に規定する収容定員の適用については、昭和59年度、昭和60年度及び昭和61年度は次のとおりとする。

年度	学科別	普 通 科	音 楽 科	国際英語科
昭 和 5 9 年 度		8 5 5	1 2 0	1 2 0
昭 和 6 0 年 度		9 0 0	1 2 0	1 2 0
昭 和 6 1 年 度		9 4 5	1 2 0	1 2 0

附 則

この学則は、昭和 63 年 1 月 20 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の第 26 条に規定する授業料の額は、平成 9 年 3 月 31 日に現に在籍する者については適用せず、改正前の規定による。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の別表普通科特進コース及び同表同科総合コース教育課程については、平成 10 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級または卒業する生徒については適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日に現に桜井女子高等学校に在籍している生徒は、この学則の施行の日に関西中央高等学校に在籍しているものとみなす。

3 この学則の施行の日の前日までに桜井女子高等学校に在籍していた者に関する証明書等を交付する場合において特に必要と認められるときは、この学則による改正前の旧校 校名を使用することができる。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の別表普通科教育課程の総合コース及び特進コースについては、平成 14 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の別表普通科教育課程の総合コース及び特進コースについては、平成 15 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の別表普通科教育課程については、平成 16 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の別表普通科教育課程については、平成 17 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。但し、改正後の別表普通科教育課程については、平成 19 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。但し、改正後の別表普通科教育課程については、平成 20 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。但し、改正後の別表普通科教育課程については、平成 21 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適

用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の別表普通科教育課程については、平成 22 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の別表普通科教育課程については、平成 24 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

別表（第6条関係・教育課程表）別添

別表（第16条関係・入学考査料）

全日制（普通科）全コース	入学考査料	15,000円
--------------	-------	---------

別表（第34条関係・学費）

入学金	110,000円	
施設充実費	90,000円	
授業料	23,000円（1ヶ月）	
教育充実費	13,000円（1ヶ月）	その他諸費については別に定める。